

うと福祉だより

〇6月, 9月, 12月, 3月発行
〇この広報紙にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行
熊本県宇土市浦田町44番地
宇土市福祉センター内
社会福祉法人 **宇土市社会福祉協議会**

☎0964-23-3756
E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp
URL/http://www.utoshakyou.jp/

印刷 敷島印刷株式会社

この冊子は環境保護印刷の
水なし印刷で印刷しています。



車いす・高齢者疑似体験



宇土小学校の6年生を対象に実施された体験学習の様子(詳細は3ページに掲載)

主な内容

令和2年度事業報告・決算	2	地域福祉権利擁護事業	4
車いす・高齢者疑似体験	3	ふれあい福祉相談所等相談窓口	5
住居確保給付金	3	ふくしがわかるクイズ	6

令和2年度宇土市社会福祉協議会 決算報告

収入の部 単位：円

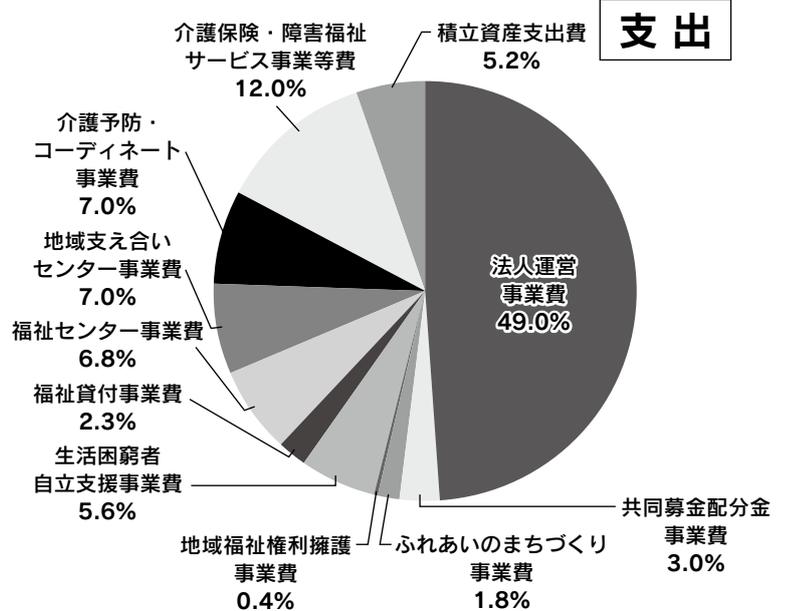
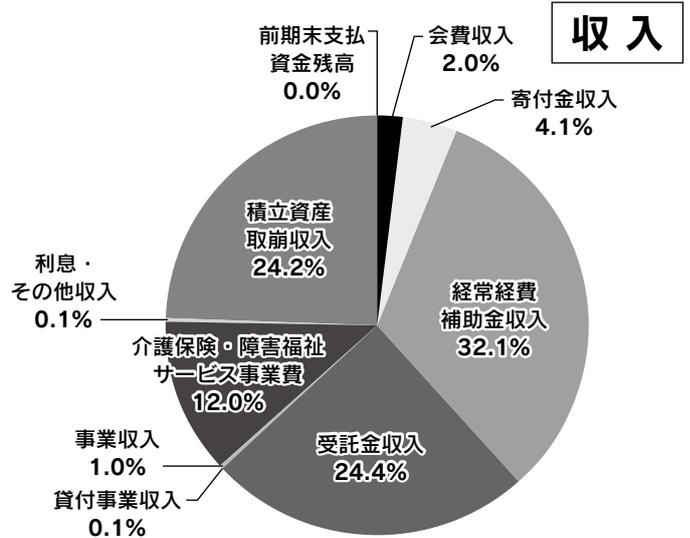
勘定科目	決算額
会費収入	2,066,780
寄付金収入	4,109,603
経常経費補助金収入	32,466,801
受託金収入	24,705,370
貸付事業収入	140,020
事業収入	966,105
介護保険・障害福祉サービス事業費	12,145,326
利息・その他収入	74,239
積立資産取崩収入	24,476,715
前期末支払資金残高	44,786
計	101,195,745

支出の部 単位：円

勘定科目	決算額
法人運営事業費	49,608,314
共同募金配分金事業費	2,992,633
ふれあいのまちづくり事業費	1,842,878
地域福祉権利擁護事業費	383,231
生活困窮者自立支援事業費	5,662,973
福祉貸付事業費	2,297,574
福祉センター事業費	6,873,767
地域支え合いセンター事業費	7,097,416
介護予防・コーディネート事業費	7,067,918
介護保険・障害福祉サービス事業等費	12,133,740
積立資産支出費	5,235,301
計	101,195,745

貸借対照表 単位：円

資産の部	
流動資産	35,282,769
固定資産	107,978,633
資産の部合計	143,261,402
負債の部	
流動負債	8,674,721
固定負債	34,475,741
負債の部合計	43,150,462
純資産の部	
基本金	1,000,000
基金	54,637,000
国庫補助金等特別積立金	392,709
次期繰越活動増減差額	44,081,231
純資産の部合計	100,110,940
負債及び純資産の部合計	143,261,402



社協会費や寄付金・共同募金配分金は、主にこのような事業に活用させていただきました

みんなで支え合う
地域づくりのために

2,536,591 円

- ・地区社協活動助成
- ・ふれあい福祉相談所運営
- ・友愛訪問事業
- ・歳末見舞金事業

ボランティア活動
育成のために

378,872 円

- ・ボランティア団体助成事業
- ・ボランティア協力校助成事業
- ・災害ボランティアセンター

子どもたちのために

1,837,128 円

- ・ちびっこ広場遊具整備費
- ・歳末プレゼント事業

広報活動・
事務運営費に

969,883 円

- ・広報紙（福祉だより）の発行
- ・ホームページの作成
- ・貸出用車いす整備
- ・事務運営費



車いす・高齢者疑似体験

7月1日・7日に宇土小学校で、6年生を対象に車いす・高齢者疑似体験が行われました。車いす体験では、車いすを押すときの心構えや、スロープや段差の昇降の仕方を学びました。段差を超えるときに苦勞する場面もみられましたが、すぐコツを掴み、操作していました。高齢者疑似体験では、視野が狭くなるゴーグルや、肘と膝の動きを制限するサポーター、重りなどを装着し、加齢による身体の変化や高齢者の気持ちを学びました。体験した児童からは、「車いすに乗っている人の気持ちが分かった」「お年寄りを見かけたときは何かお手伝いできないか考えて、行動できるようになりたい」などの感想がありました。

宇土市社協では、学校や各種団体に対する福祉に関する出前講座や、福祉体験のための車いすや高齢者体験キットの貸出をしています。お気軽にご相談ください。



住居確保給付金のご案内

■支援内容

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や本人の責めによらない理由により収入が減少した世帯等で、収入・預貯金額等、一定の要件を満たした世帯に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保や就職等に向けた支援を行います。詳しくはお問い合わせください。

■支給限度額

(単身)33,000円 (二人)40,000円
(三~五人)43,000円(六人)46,000円
(七人以上)51,000円

■支給期間及び支給方法

原則3か月以内で、宇土市から家主さんに直接支給されます。

■申込方法

うと自立相談センターで相談・申請を受け付けます。必要書類等についてはお問い合わせください。

うと自立相談センター

経済的な問題やお仕事のことで、生活上の困りごとを抱えている方に対し、一人一人の状況に応じた相談や就労を含めた支援等を行います。

～対象となる方とその支援のかたち～

宇土市在住の方で、いろいろな事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に脱け出せるよう、それぞれの状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行います。

相談受付：宇土市社会福祉協議会 ☎23-3756

開設時間：月～金曜日 9時～16時
(祝日は休み)

相談は無料です。
お気軽にご相談ください。



あなたの暮らしの安心をお手伝いします

地域福祉権利擁護事業

利用できる方

- ①認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が低下されている方で、日常生活に不安がある方。
- ②本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方。
- ③原則、施設入所・入院しておらず、在宅で生活されている方。



支援の内容

- (1) 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします
福祉サービスの利用に関する相談、情報提供、各種申し込み
- (2) 毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします
福祉サービスの利用料、医療費、公共料金等の支払い。預貯金の出し入れ。
- (3) 大切な通帳や印鑑などを安全な場所でお預かりします
年金証書、預貯金の通帳、銀行印等。※宝石、貴金属類は除きます。

サービス利用の流れ

相談の受付・・・まずは宇土市社会福祉協議会までご連絡ください。



訪問・打合せ・・・自宅を訪問し、お困りごとなどをお聞きします。
またお手伝いできるサービスについてご説明します。



支援計画作成・・・ご本人の意向を確認しながら支援計画を立てます。
・契約 その計画を承諾いただければ、社会福祉協議会と契約します。



援助の開始・・・契約（支援計画）に基づいて、生活支援員が自宅を訪問し、援助を行います。



利用料金

生活支援員による援助を受けた場合、1回1時間あたり900円です。
契約までの相談は無料です。

お問い合わせ先

宇土市社会福祉協議会 ☎0964-23-3756



お気軽にご利用ください

さまざまな相談窓口

宇土市消費生活センター(無料)

悪質な訪問販売、架空請求や多重債務に関する悩み等、お気軽にご相談ください。消費生活相談員が無料で相談に応じます。

こちらの相談窓口で対応できない相談は、より専門的な相談機関を紹介します。

日時 月曜日から金曜日

(木、祝日を除く)

午前10時～午後4時

場所 市役所別館一階

相談方法 面談・電話による相談

※個人情報厳守します。

お問い合わせ先

市消費生活センター

午前10時～午後4時

☎ 3251

消費生活相談員の派遣

内容 老人会、町内会、婦人会等の会合に出向き、消費者トラブルの事例、解決の方法、契約の基礎について講演します。

講師 消費生活相談員

講師料は無料です。

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線613)

司法書士無料相談

日時 第4木曜日 午後1時～4時

※要電話予約

場所 市役所別館一階

相談方法 来所または電話による相談(1人30分以内) 受付順6名まで

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線613)

秘密厳守 相談無料

宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは、市民の方々のいろいろな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

※相談の際には、関係する書類をご持参ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、相談が中止になったり、延期になったりする場合があります。

○専門相談(祝日の場合は休み)

法律相談 (第3金曜日の13:00~16:00)

荻迫 光洋弁護士

受付方法:当月1日の8:30から予約受付開始(※1日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日から。初回の方優先)

8名まで、1名20分程度

成年後見相談 (第1金曜日の13:00~16:00)

熊本県司法書士会

不動産相談 (予約制) (予約先:23-3757)

熊本県宅地建物取引業協会宇城支部

年金相談 (予約制)

(第1・第3木曜日の10:00~15:00)

熊本東年金事務所(予約先:096-367-2503)

介護相談 (予約制) (予約先:23-3757)

介護支援専門員

生活困窮者総合相談 (月~金曜日の9:00~16:00)

相談支援員

○ふれあい福祉相談(民生委員相談)

毎週水曜日(13:00~16:00)(祝日の場合は休み)

※日常生活の中の困りごと、悩みごとについて助言や援助を行います。

※ふれあい福祉相談については下記電話及びFAXでも相談できます。

☎ 23-3757(代)
FAX 22-4971

※その他の相談は原則会場までお越しください。

「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」のお知らせ

成年後見制度や相続・遺言、財産管理、福祉サービスの利用などについて、司法書士と社会福祉士が無料で相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

【相談例】

- ・ひとり暮らしの今後が不安。
- ・遺産分割協議をしたいけれど、相続人の一人が認知症のようで心配。
- ・障がいがある子どもの将来が心配だ。
- ・親の年金が勝手に使われているかも。
- ・介護が必要になったときの、預金管理などが心配。

日時: 令和3年9月25日(土) 午前10時~午後4時

場所: 熊本県司法書士会館
(熊本市中央区大江四丁目4番34号)

相談料: 無料

方法: 面談相談(予約優先 予約電話番号 096-364-2889)
電話相談(当日相談専用電話番号 096-364-0800)

事前の問い合わせ先: 熊本県司法書士会事務局
(☎096-364-2889)

